

令和3年第2回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和3年6月3日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 今泉吉人
4 松下好延	5 金田敏行	6 金田文子
7 高森陽一郎	8 伊藤 武	9 土屋 浩
10 田中邦利	11 加藤弘文	12 山口伸彦

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	加藤直美
建設課長	小川泰徳	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問の中止について

日程第6 報告第9号

令和2年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第10号

令和2年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第11号

令和2年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第12号

令和2年度設楽町つく診療所特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第10 議案第45号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第11 議案第46号

委託契約の締結について

日程第12 議案第47号

令和3年度設楽町一般会計補正予算（第4号）

日程第13 議案第48号

令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第49号

令和3年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第50号

令和3年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）

会 議 録

開会 午前8時58分

議長 おはようございます。多少時間が早めでありますけど、皆さんお集まりいただきましたのでただいまから会議を始めます。

本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんも御協力をいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定数に達しておりますので、令和3年第2回設楽町議会定例会第1日目を開会いたします。

議長 これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

10 田中 令和3年第2回定例会第1日の運営につきまして、5月26日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長より、例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書の取扱についての報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。

日程第5、一般質問は、「新型コロナウイルス感染症緊急事態措置期間」であるため、これを中止としました。町民の皆さんには、緊急事態宣言延長に伴う今回の仕儀について、深い御理解を賜りますようお願いいたします。

議員の皆さんには、質問する権限やその機会を奪うこととなりますが、あらためて御協力をお願いします。

本日提案されている案件は、町長提出 10 件です。一括上程する議案は、日程第 6 報告第 9 号 から 日程第 9 報告第 12 号までと、日程第 12 議案第 47 号から日程第 15 議案第 50 号までです。その他は、順次 1 件ごとに上程します。日程第 10 議案第 45 号 及び日程第 11 議案第 46 号につきましては、本日の採決をお願いします。

詳細は、お手元に配付の議案等審議一覧のとおりであります。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によりまして、3 番今泉吉人君、4 番松下好延君を指名します。よろしく願いいたします。

議長 日程第 2 「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 22 日までの 20 日間としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は 20 日間と決定いたしました。

議長 日程第 3 「諸般の報告」を、行います。

議長として、例月出納検査結果、議員派遣及び陳情の取扱についてを報告をします。

始めに、監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査の結果について、令和 3 年 5 月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣について、会議規則 129 条第 1 項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情書の取扱について、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますので、陳情 1 件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の受理番号 2 は「総務建設委員会付託」といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、6月議会定例会初日の開催にあたりまして、皆様御参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、5月12日から5月31日まで愛知県に発令されておりました、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が、6月20日まで延長されました。愛知県における新規感染者数は、やっと減少の兆しがみえてきたかなと思っておりますが、まだ1日あたりの発症者が300人前後ということになっておまして、多い状態が続いています。ワクチン接種を確実に進めるとともに、感染防止に注意をしていただくよう呼びかけてまいりたいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、新斎苑、八橋斎苑についてであります。八橋斎苑につきましては、県道設楽根羽線の改良の影響で進入路が通行止めとなっておりました。このため、斎苑の開始、また運用を見合わせておりましたけれども、通行止めが解除となったことで、6月1日から運用を開始いたしました。既に1件の利用がありましたので、報告をさせていただきます。

次に、先日の大雨について報告をいたします。今年は、平年より21日も早い、5月16日に梅雨に入りました。そして、5月21日には、梅雨前線の活発化により強い雨が降り続き、早朝に大雨警報が発令されました。設楽町全域で警戒レベル3相当になりましたので、新しい情報警戒要綱に基づいて「高齢者等避難開始」情報を発令いたしました。津具観測所では、降り始めから225ミリメートルの雨量を記録し、対象路線は全て雨量規制による通行止めとなりました。数か所で倒木——これは、4か所ありましたが、これですとか、崩土2か所等の被害はありましたが、大きな災害には至らずにほっとしたところであります。今後も緊張感を持って、対応してまいりたいと思っております。

続いて、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について報告いたします。4月27日から消防署員等を含む医療従事者72名。5月10日からは、通所・在宅を含む高齢者・障害者施設等の利用者及び職員405名。そして5月17日からは、65歳以上の方々を対象とした集団接種が始まり、5月末

現在で 1,098 名の方々に接種をしたところです。これによる副反応は、現在まで確認されておりません。6月7日からは、65歳以上の方々の2回目の接種が始まります。また、14日からは、町内医療機関での個別接種が始まります。そして、7月4日からは、64歳以下の方々の接種開始を計画しており、6月4日に接種券を発送するなど、現在、接種に向けた準備を進めているところです。順調に進めば、8月7日で16歳以上の方々を対象とした皆さん方に集団接種は全て完了する見込みとなってきております。また、対象者全員に接種するためのワクチンにつきましては、確保ができる状況であることを併せて報告いたします。

本日、「一般質問」は、緊急事態宣言中により中止となったようですが、町長提案で、繰越計算書に係る報告4件、人事案件1件、契約締結1件、補正予算4件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会定例会初日の審議に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 次に、日程第5「一般質問の中止」を議題とします。議会運営委員長から報告がありましたとおり、「新型コロナウイルス感染症緊急事態措置期間」でありますため、「一般質問を中止」にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「一般質問」を日程から削除し、日程5を欠番として、「一般質問」を中止することに決定いたしました。

議長 日程第6 報告第9号「令和2年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第9 報告第12号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計繰越明許費繰越計算書について」までを一括して議題といたします。

本案について、提案説明を求めます。

副町長 それでは、3ページからの令和2年度一般会計補正予算及び3特別会計補正予算に計上した「繰越明許費」につきましては、報告第9号から第12号までの別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり翌年度へ繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

報告第9号「令和2年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」別紙計算書最上段の「行政ペーパーレス化事業」以下の13事業につきましては、数度の補正予算に計上した繰越明許費上限額221,383千円に対し、総額214,263千円を令和3年度に繰り越して執行するもので、対前年度比85,881千円の減額であります。

内訳としましては、「行政ペーパーレス化事業」を始めとする、「新型コロナウイルス感染症対策事業」が8事業、総額84,431千円で全体の約39%を占めるほか、町道3路線の改良事業80,048千円、最下段の公共下水道特別会計繰出金34,681千円と、そのほか3事業15,103千円でありまして、事業ごとの翌年度繰越額及び当該財源内訳につきましては、別表に記載のとおりであります。

なお、「行政ペーパーレス化事業」始め、「戸籍システム改修事業」、「つぐ診療所特別会計繰出金」に係る事業、「道の駅したら受水槽設置事業」及び「面ノ木多目的施設改修事業」の5事業につきましては、既に事業を完了しています。

続きまして、5ページの報告第10号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」

別紙計算書の上段は、町道上原荒尾線内における処理場へ給水する配水管布設工事、下段は林道境川線への導水管布設工事として、合計170,236千円を繰り越したものであります。その財源内訳については、配水管布設工事に係る「北設広域事務組合の工事負担金」27,456千円のほか、導水管布設工事に係るダム関連の水道施設公共補償68,242千円と簡易水道運営基金繰入金22,000千円の合算額であります。なお、上段の配水管布設工事につきましては、既に完了しています。

続いて、7ページの報告第11号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」

別紙計算書の上段は、管渠布設工事(R2-1)及び舗装復旧工事、下段は処理場の柵等の整備工事、合計52,820千円を繰り越したものであります。その財源は、社会資本整備総合交付金14,539千円を始め、下水道事業債3,600千円、一般会計繰入金34,681千円であります。

続いて、9ページの報告第12号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計繰越明許費繰越計算書について」

本件の「マイナンバーカード資格確認システム導入事業」につきましては、医療提供体制設備整備交付金429千円と、「コロナ感染症対応地方創生臨時交付金」609千円を充当する一般会計繰入金を財源として、1,038千円を繰り越すものであります。なお、本事業は5月末で既に完了しております。

す。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議長 報告第9号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) 4ページの繰越計算書の中の、名倉保育園の雨を防ぐための窓の設置については、梅雨時に入っていますが、これは完了しているのでしょうか。

町民課長 はい、先日完了しました。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第9号は終わりました。

議長 報告第10号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第10号は終わりました。

議長 報告第11号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第11号は終わりました。

議長 報告第12号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第12号は終わりました。

議長 日程第10、議案第45号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、11 ページの、議案第 45 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

伊藤重洋委員、及び鈴木伸勝委員の任期が、令和 3 年 9 月 30 日で満了となりますので、鈴木伸勝委員は引き続き、また、新たに小笠原教雄さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、「人権擁護委員法」第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

小笠原教雄さんは、40 年以上学校の事務職員を務め、子どもたちの学校生活を側面的に守り、支えるとともに、真面目な性格で地域活動にも積極的に参加される方であり、両候補者とも豊富な経験及び知識を有し、人格識見が高い方でありますので、人権擁護委員の適任者として、候補者に推薦するものであります。

両候補者の生年月日及び住所は、議案に記載のとおりでありまして、同法第 3 条の住所要件及び第 6 条第 3 項の議会議員の選挙権を満たしているとともに、推薦基準である新任の 68 歳以下、再任の 75 歳未満の年齢要件にも適合しています。なお、委員任期は、同法第 9 条の規定に基づき、令和 3 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 3 年間であります。

以上です。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について、議会に意見を求めています。御意見はありませんか。

7 高森 伊藤重洋委員は非常に優秀な方ですが、なぜこの方が交替になったのか、その辺の理由を一言お願いします。

町民課長 この任期を務めますと、御本人さんが 75 歳を迎えてしまうということと、御本人さんの、これで引かさせていただきたいという、そういうこともありましたので、今回新たに小笠原さんのほうにお願いしたとなっております。

10 田中 ここで推薦されているお二人についてお尋ねしますが、法第 12 条、13 条の服務規程を守れる人物かお聞きします。

町民課長 そういうことも勘案した上で、このお二方を推薦した形にしております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見がないようであります。

お諮りします。議案第 45 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 45 号に対する議会の意見は「適任」とすることに決定いたしました。

議長 日程第 11、議案第 46 号「委託契約の締結について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、12 ページ、議案第 46 号「委託契約の締結について」

本議案の令和 3 年度津具地区農業集落排水処理施設の改修に関する業務委託につきましては、県への委託事業であるものの、業務内容が「地方自治法」第 96 条第 1 項第 5 号の規定中「条例で定める契約」に係る「工事の請負」に当たることから、農業集落排水事業「機能強化対策」5 か年計画に基づき、本年度の施工量及び委託金額を愛知県と協議、調整した結果、委託金額を 72,660 千円として、委託申請に対し愛知県から書面で「受託」の回答がありましたので、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の 5,000 万円以上の契約に該当し、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。

本年度の業務内容は、老朽化した設備更新を中心とする「最適整備構想」に基づく 5 か年計画により、実施設計業務を始め、16 か所の中継ポンプ機器更新工事を愛知県へ委託するものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 46 号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田(敏) 機器の更新ですけれども、下水のポンプとマンホールがダブル配管になっているわけですけれども、これを見ますとダブル配管の両方ともを更新するという計画ですが、これは事前に調査をしてポンプがだめだとわかっているのか、年数がたっているから更新をしてしまうのか、どちらですか。

生活課長 現地のほうは確認しております。設置から約 20 年たっておりまして、老朽化が著しいということで、順次更新をしていく計画であります。

議長 ほかにごまませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第 46 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原

案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 12、議案第 47 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」から日程第 15、議案第 50 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」までを一括して議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、18 ページの議案第 47 号一般会計補正予算から議案第 50 号津具財産区特別会計補正予算まで、一括で説明させていただきます。

議案第 47 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 76,799 千円追加し、予算総額を 5,871,643 千円とするものであります。

第 2 条「地方債の補正」につきましては、21 ページの第 2 表「地方債補正」に記載する過疎対策事業債について、歳出補正予算における「林道境川線改良事業」の財源として、起債の上限額を 10,000 千円増額するものであります。

歳出から説明しますが、今回の補正予算において、新型コロナウイルス感染症関連の予算は 55,284 千円で約 72%を占めています。

それでは、「補正予算に関する説明書」30、31 ページをお開きください。

3 款民生費 1 項 9 目「新型コロナウイルス感染症対策費」の 14 節工事請負費は、コロナ感染症対策としてより衛生化を進めるため、便器の洋式化について後ほど説明します、小中学校トイレ改修工事と一括発注し、施工するもので、名倉・清嶺保育園各 1 台ずつの改修であります。

18 節民間医療機関発熱外来設置費補助金は、1 機関 2,000 千円を上限に、民間の 2 医院におけるトイレ改修に対して補助するものであります。

地域支援事業に係る交付金については、昨年度に引き続き、町内の地域介護予防活動団体に対し、コロナ感染症拡大防止対策用品、備品の購入費について、各団体上限 50 千円を上乗せして 900 千円を追加交付するもので、18 団体を見込んで計上しています。

2 項児童福祉費 1 目「児童福祉総務費」は、コロナ感染症の影響が長期化する中で、国の新たな制度として、実情を踏まえた生活支援の観点から低所得の子育て世帯に対し、子ども 1 人 50 千円の「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するもので、事務的経費を含め全額が国庫負担金で財

源充当されます。

具体的な支給要件は、本年度の住民税非課税者及び、本年1月以降の家計急変者における「児童手当受給者」を対象として、42名分を見込んでいます。なお、該当世帯に高校生がいる場合や、20歳以下の障害者についても対象者として含んでいます。

4款衛生費 1項2目「予防費」は、昨年同様、当初予算に計上済みの高齢者・子ども・障害者に係る「インフルエンザ予防接種費」8,387千円をコロナ感染症対応地方創生臨時交付金へ財源更正するものであります。

33ページ、5款農林水産業費 1項2目「農業振興費」は、いずれも不特定多数の方が利用する田口特産物振興センター、田口山村トレーニングセンター及び田峯農村環境改善センターにおける「和式便器から洋式シャワートイレ化」12か所、「小便器及び手洗の自動水栓」24か所など、感染リスクを下げるための「コロナ感染症対策改修工事」であります。

2項3目「林道事業費」は、先の5月臨時会で説明しましたように、林道境川線の路肩崩落の復旧に向けて実施する地質調査及び林道測量設計に基づき、路肩復旧工事として、延長40メートル、擁壁5メートルの整備工事を実施する工事請負費の追加であります。

6款商工費 1項2目「観光費」は、東三河が「ジャパンエコトラックエリア」に認定されたことにより、東三河ツーリズム推進プロジェクトの一環として、東三河広域周遊ルートに係る環境整備を図るため、多くの人々が訪れ、立ち寄る場所として、役場を始め奥三河総合センター、道の駅等の公共施設のほか、民間の直売所、宿泊施設、飲食店など、町内14か所にサインボード、フロアポンプ、自転車工具セット等を配備する事業であります。

4目「観光施設管理費」は、田峯直売所横の公衆トイレ、田峯城駐車場及び田峯城における「和式から洋式シャワートイレ化」5か所、「小便器及び手洗の自動水栓」13か所など、感染リスクを下げるための「コロナ感染症対策改修工事」であります。

35ページ、7款土木費 4項1目「住宅費」は、退去者が予定より多く、入居準備修繕や施設の老朽化に対応するための住宅修繕費の追加であります。

具体的には、杉平南住宅C棟及び平山住宅1号については、入居準備として、床下防湿対策、給排水設備、腐食箇所修繕等で、折地住宅は、屋上の防水劣化による剥離等の損傷があり、速やかな修繕を要するものであります。

8款消防費 1項3目「消防施設費」の12節委託料は、貝津田消防器具

庫と矢作ダム雨量観測所間の樹木が大きく成長し、広がっていることから、観測所や電線に支障が生じていますので、伐採費の新規計上であります。

17 節消火栓ホース格納箱等は、火災時の初期消火に重要な役割を果たす消火栓の間隔が広く不足している箇所について、田口地区の水道管更新事業において新たに 10 基設置したことに伴い、同一場所に格納箱始めホース、筒先を設置するものであります。

9 款教育費 1 項 2 目「事務局費」の「授業目的公衆送信補償金負担金」は、わかりにくい名称の費用ですが、平成 30 年著作権法改正で創設された制度でありまして、コロナ感染症拡大に伴い ICT を活用した遠隔授業を推進するため、学校等の著作物の円滑利用と著作権者の利益保護とのバランスをとりながら、著作物を無許諾利用できる範囲が拡大されましたので、補償金を一括で支払い、有益に活用するものであります。

なお、年間費用は小学生 1 2 0 円、中学生 1 8 0 円ですが、令和 2 年度に限り緊急的対応のため補償金は無料で、本年度は普通交付税基準財政需要額に算入されています。

3 目「新型コロナウイルス感染症対策費」は、コロナ感染症対策としてより適切な衛生管理を図り、感染リスクを下げるため、小中学校における手洗い場等の水栓自動化、及びウォシュレット付洋式トイレへの改修を夏季休暇中に集中的に施工するものであります。

10 節需用費は、昨年設置した開閉レバーを活用しながら手動から機能的な自動水栓に 118 台更新するもので、14 節工事請負費は、ウォシュレット機能を付した洋式便器へ 45 台転換する改修工事であります。

37 ページ、3 項中学校費 3 目「中学生海外派遣事業費」は、コロナウイルス感染症拡大の終息が見込めず、生徒及び保護者の不安を解消できないことから、幾度も現地と協議を重ねた結果、事業の中止を判断し、関係予算を全額減額するものであります。

4 目「中学生人材育成研修事業費」は、海外派遣事業の中止に伴い、新たな中学生人材育成研修事業として、8 月 17 日から 3 泊 4 日の日程で、東日本大震災により甚大な被害を受けた宮城県及び岩手県の被災地へ派遣し、被災地の傷跡や復興状況を直接自分の目で確かめ、学び、理解を深めるとともに、幅広い視野を育むため実施する研修事業であります。

関係予算として、8 節は随行 2 名分の旅費、10 節需用費は事業報告書の作成、12 節委託料は、生徒及び引率教員 28 名に係る業務委託料でありまして、今回新たに目を設けて計上するものであります。

4 項社会教育費 4 目「奥三河郷土館費」は、新築移転に伴う旧施設か

らの資料の移動を始め、町民等から提供される新たな資料の調査、受領や、町内外の文化財調査等に活用するため、専用車両の購入に係る関連予算として、11 節役務費、17 節車両購入費及び 26 節自動車重量税を新規に計上するものであります。

12 節委託料は、事務用と一般来館者用のインターネット環境を分けて安全に使用するため、専用回線環境の構築費用であります。

39 ページ、5 項保健体育費 2 目「社会体育施設管理費」は、ふれあい広場スويسパークのボイラーが老朽化により機能低下が生じ、正常運転ができない状況になったことから、真空ヒーター部品及び送風機の取替えを早急に行うため、計上するものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、26、27 ページをお開きください。

15 款国庫支出金 1 項 1 目「民生費国庫負担金」は、歳出の「子育て世帯生活支援特別給付金」に要する費用の全額を財源として新規計上するものであります。

2 項 1 目「総務費国庫補助金」は、観光費の「東三河広域周遊ルート環境整備事業費」に補助率 2 分の 1 を乗じて 250 千円を地域創生交付金に追加するものです。

2 目「民生費国庫補助金」は、歳出補正における民生費及び教育費の「新型コロナウイルス感染症対策費」を始め、農業振興費、観光施設管理費、中学生人材育成研修事業費の 52,208 千円に、予防費の「インフルエンザ予防接種費」8,387 千円の財源更正を加えて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を追加する補正であります。

16 款県支出金 2 項 4 目「農林水産業費県補助金」は、歳出補正の林道境川線改良工事費に補助率 5 分の 3 を乗じた額を追加する補正です。

19 款繰入金 2 項 3 目「財政調整基金繰入金」は、歳出に係る一般財源 5,383 千円の減額補正に、予防費に係るコロナ感染症対応地方創生臨時交付金への振替分 8,387 千円を加えた財源調整でありまして、財政調整基金繰入金を 13,770 千円減額する補正であります。

29 ページ、21 款諸収入 4 項 4 目「雑入」は、中学生海外派遣事業の中止に伴う「負担金」の皆減及び、中学生人材育成研修事業の 1 名当り 5 千円の「参加負担金」の新規計上であります。

22 款町債 2 項 3 目「農林水産事業債」は、林道境川線改良工事に係る林道債の追加です。

続いて、41 ページの、議案第 48 号「令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 489 千円追加し、予算総額を 463,337 千円とするものであります。

歳出から説明しますので、「補正予算に関する説明書」の 50、51 ページをお開きください。

5 款保健事業費 2 項 1 目「疾病予防費」の 7 節報償費は、特定健診結果に基づき、糖尿病重症化予防事業として、管理栄養士による年 12 回の食事等の保健指導に要する講師謝礼であります。

18 節の「人間ドック受診補助金」は、先の当初予算審議で御意見がありましたように、従来の節目健診に加え、今回、人間ドックを希望する「35 歳以上の国保被保険者」に対し、特定健診助成額と同額の 12,614 円を助成する制度を拡充し、特定健診の受診率向上を目指すもので、過去 3 年平均の人間ドック受診率に鑑み、32 名分を追加するものであります。

歳入につきましては、49 ページをお願いします。

6 款県支出金 1 項 1 目「保険給付費等交付金」の 2 節特別交付金は、歳出の人間ドック助成額の 3 分の 2 を追加する補正です。

7 款繰入金 2 項 1 目「基金繰入金」は、歳入歳出の財源調整であります。

続いて、52 ページの、議案第 49 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 813 千円追加し、予算総額を 87,924 千円とするものであります。

歳出から説明しますので、「補正予算に関する説明書」61、62 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目「一般管理費」は、在宅酸素装置利用者が 1 名生じたことに伴い、6 か月分を追加するものであります。

2 款医業費 1 項 1 目「医業費」の 12 節臨床検査委託の内訳としましては、本年も個別の住民健診を 7 月から 9 月にかけて実施することに伴う血液検査費 100 名分のほか、経過観察を要する患者 14 名分の定期的な特殊項目血液検査、及び新たにアレルギー検査を 5 名分を計上するものであります。

歳入については、60 ページをお願いします。

1 款診療収入 1 項「外来診療収入」は、歳出補正の個別健診における血液検査以外の費用に対し、国保、後期高齢者医療保険等の保険区分ごとに、それぞれ 1 目から 3 目までの保険診療収入及び、4 目の患者本人の「一部負担金」を追加するものであります。

なお、住民健診の血液検査については、5 目「その他診療等収入」に全

額 137 千円を計上し、在宅酸素利用者分については、患者が特定されていますので、「後期高齢者医療診療収入」に保険負担分 90%分を合わせて計上しています。

最後に、63 ページ、議案第 50 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について説明します。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 223 千円追加し、予算総額を 6,924 千円とするものであります。

歳出を説明しますので、「補正予算に関する説明書」72、73 ページをお願いします。

2 款 1 項 1 目「財産区事業費」は、桧原山及び箕ノ子地内における間伐事業量の増に伴う委託料 123 千円の追加、及び登記事務委託は、2 件の地上権抹消事務委託の新規計上であります。

歳出補正額 223 千円の財源につきましては、いずれも歳入における財政調整基金繰入金を充当するものであります。

以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。

議長 議案第 47 号「令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

3 今泉 31 ページの、保育園のトイレ改修工事があるのですが、これはどこの保育園で、トイレのどこを直すのか教えてもらいたいと思います。それと、その下の衛生費の関係で、財源構成と書いてありますが、これ国庫補助金との関係かと思いますが、この説明をお願いしたいと思います。

町民課長 保育園は、清嶺保育園が 1 基、それから名倉保育園が 1 基で、現在和式の便器を洋式化するものです。津具保育園のほうは要望を聞きましたが、和式は 1 個、将来大人になったときのために残しておきたいということで、津具は洋式化はしません。

保健衛生費のほうの財源の構成ですけれども、地方創生臨時交付金を財源に充てるということです。

議長 ほかにございませんか。

5 金田(敏) 35 ページの、住宅費のところ質問します。先ほどの説明で町営住宅の修繕費、杉平南住宅 C 棟とあったと思うのですが、この C 棟というのは戸建ての建物ですか。

建設課長 おっしゃるとおり、上の 3 棟のうちの 1 棟です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

議案第 47 号を、所管ごとに分けまして、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 47 号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 48 号「令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」の質疑を行います。質疑はございませんか。

2 原田 すみません、先ほどの説明で、私が 3 月予算委員会で質問をさせていただいたことに対して予算を付けていただき、大変ありがたく思っているところでございます。

実際、補助金をだしていただける具体的な、例えば償還払いなのか、人間ドックの結果を持ってこなくてはいけないとか、その辺のことを詳しく教えていただきたいと思えます。

町民課長 実は補正予算と同時に要綱も作ってありまして、議決をいただいたらすぐに施行できるという状況になっておりまして。できるだけ国保の被保険者さんの手間を省きたいということで、申請は終わった結果で、領収書とドックの結果の写しを提出していただければ、償還払いによってお支払するという形にしております。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

議案第 48 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 48 号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 49 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第 2 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 原田 先ほどの説明の中で、血液検査のことが出ていたと思うのですけれども、これ委託と書いてありますので、別の所に委託をすると理解をすることはすけれども、この前確か、つぐ診療所、血液検査ができる機械を購入したはずだと理解しているのですが、なぜ機械を購入したのに委託をしなければいけないのか、その理由を教えてください。

津具総合支所長 こちらのほうにつきましては、特殊な検査項目がございまして、そちらについては委託をしないとできないということがございますので、こちらについては委託でさせていただきたいと考えております。

議長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第 49 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 49 号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 50 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 50 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 50 号を、総務建設委員会に付託いたします。

議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でございました。

散会 午前 10 時 02 分